

## 投資信託口座取引規程

### 第1条（規程の趣旨）

この規程は、お客様と松井証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間の投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）の取引（以下「本サービス」といいます。）に関する取り決め（以下「本規程」といいます。）です。

2. 本規程に特段定めがない事項は、ネットストック取引規程によるものとします。

### 第2条（投資信託口座の申込み）

以下の基準をすべて満たすお客様が、当社に対して投資信託口座の開設を申し込むことができます。

(1) すでにネットストック取引口座を開設していること。

(2) 本規程、投資信託受益権振替決済口座管理約款、投資信託累積投資規程、投資信託積立投資規程および投資信託取引ルールを確認し、内容をご理解いただいていること。

(3) 目論見書、目論見書補完書面、取引報告書などの書面の電子交付にご承諾いただいていること。

2. 当社は前項の申込みを受け、投資信託口座の開設を行います。

3. 第1項の基準は、投資信託口座の利用基準として準用するものとします。

### 第3条（投資信託受益権振替制度）

当社は投資信託を投資信託受益権振替決済口座管理約款により管理します。

### 第4条（取扱銘柄）

お客様が本サービスを利用して購入または換金を行える銘柄は、当社が定める銘柄とします。ただし、取り扱い状況等により、当社が定める銘柄は変更されることがあります。

### 第5条（入出金）

お客様は、お客様の指示により、当社所定の方法によってネットストック口座へ入金後、投資信託口座への入金（振替）を行うものとします。

2. 投資信託口座からの出金は、お客様の指示により、当社所定の方法によって投資信託口座からネットストック口座への振替を行い、ネットストック口座より行うものとします。

### 第6条（購入または換金の申し込み）

お客様は、投資信託口座において受渡日現在で現金となることが確定している金額の範囲内で、投資信託の購入を申し込むことができます。

2. 前項の金額が購入申込金額を下回る場合、前項の購入の申込みと同時に、ネットストッ

ク取引口座の現金またはネットストック信用取引口座の委託保証金のうち、振替えることができる金銭の振替を申し込むことができるものとします。

3. お客様は、投資信託口座において管理している投資信託の範囲内で換金を申し込むことができるものとします。

4. 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、重大なテロ、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等があるときは、当該投資信託の目論見書の記載にしたがって、購入または換金の申込みの受付が中止され、またすでに行われた購入または換金の申込みの受付が取消されることがあります。

#### **第7条（ポートフォリオの提示とお客様の投資判断）**

当社は、お客様による本サービスの利用開始時点およびお客様からの要請の都度、当社が設定した質問へのお客様の回答をもとに、お客様のリスク許容度を診断し、リスク許容度に応じた資産配分比率および第4条に定める取扱銘柄の組み合わせ（以下「ポートフォリオ」といいます。）を提示します。

2. 当社が提示したポートフォリオは例示であり、お客様は、お客様自身が資産運用の目標とするポートフォリオを設定するものとします。

3. お客様は目標とするポートフォリオの資産配分比率および構成する銘柄を変更することができます。

4. 当社は、当社が提示またはお客様が設定したポートフォリオについて、当社が推計した想定リターンおよび想定リスクならびに各種シミュレーションを表示します。

5. 当社は、第4条に定める取扱銘柄ごとに、当社が推計した想定リターンおよび想定リスクならびに過去の運用実績等を表示します。

6. 当社は第1項、第4項および第5項の情報を提示しますが、実際の投資はお客様ご自身の判断と責任において行うものとします。

#### **第8条（リバランス注文）**

お客様は、別紙に定める一定の計算式にしたがって、お客様が保有する銘柄のうち、目標とするポートフォリオの資産配分比率を上回る銘柄を解約し、その解約した受渡代金で、目標とするポートフォリオの資産配分比率を下回る銘柄を、目標とするポートフォリオの資産配分比率に応じた購入注文を申し込むことができます。

#### **第9条（免責事項）**

当社は、第7条第1項、第4項および第5項の表示を行いますが、これらの表示はお客様の投資判断を拘束するものではなく、将来の運用成果等を保証するものではありません。

お客様が投資した結果、損失が生じた場合または表示した内容どおりの利益が生じなかった場合でも、当社はその責を負わないものとします。

#### 第 10 条（規程の改訂）

本規程は、法令等の変更、監督官庁の指示その他当社の業務上の必要が生じたときは、改訂されることがあります。

2. 規程の改訂がお客様の従来の権利を制限する、もしくはお客様に新たな義務を課すものであるときには、当社はすみやかにその内容を当社ホームページ上で通知するものとします。また、重要な改訂については書面をもってお客様に通知することもできるものとします。
3. 前項の通知は変更の内容が軽微であると判断される場合は、お客様の当社会員画面への連絡による方法に代えることができるものとします。
4. 規程の変更に関し異議ある場合は 15 日以内に当社に申出るものとします。
5. 前項に関わらず、変更の通知後にお客様が投資信託の購入の申込みまたは投資信託積立投資規程が定める定時定額購入契約の申込みをされた場合は、本規程の変更に関し承諾したものとみなします。

以上

平成 28 年 11 月

(別紙)

第8条の一定の計算式は次のとおりです。

#### 1. 解約対象銘柄の決定

(1) お客様が目標として設定したポートフォリオに含まれない保有銘柄はすべて解約します。

(2) お客様が目標として設定したポートフォリオを構成する保有銘柄毎の評価額から、お客様が目標として設定したポートフォリオを構成する全保有銘柄の評価額にお客様が目標として設定した当該銘柄の配分比率を乗じた金額を差し引いた金額(必要解約金額)を算出します。必要解約金額が1円以上の銘柄を解約対象にします。

#### 2. 解約金額の算出

お客様が目標として設定したポートフォリオを構成する保有銘柄毎の評価額から、お客様が目標として設定したポートフォリオを構成する全保有銘柄の評価額にお客様が目標として設定した当該銘柄の配分比率を乗じた金額を差し引いた金額を解約金額とします。

#### 3. 解約口数の決定

解約金額を前営業日の基準価額で除して、解約口数を決定します。

#### 4. 購入対象銘柄の決定

お客様が目標として設定したポートフォリオを構成する全保有銘柄の評価額に、お客様が目標として設定した銘柄毎の配分比率を乗じて得た金額からお客様が目標として設定したポートフォリオを構成する当該銘柄の評価額を差し引いた金額(必要購入金額)を算出します。必要購入金額が1円以上の銘柄を購入対象にします。

#### 5. 仮購入金額の算出

購入対象の銘柄について、お客様の全保有銘柄の評価額にお客様が目標として設定した当該銘柄の配分比率を乗じて得た金額から、当該銘柄の評価額を差し引いた金額を算出します。当該金額が、購入金額単位になるように端数処理を行い、購入金額上限および下限の確認を行った金額を仮購入金額とします。

#### 6. 購入予約金額の決定

解約金額合計と仮購入金額合計を比較し、仮購入金額合計が小さい場合、差額の調整(購入金額の大きい銘柄に上乘せ)を行って購入予約金額を決定します。

## **7. 購入金額の算出**

解約注文が全て約定した後、確定した解約受渡代金を用いて、購入金額を再計算します。解約受渡代金を、購入予約金額の合計に占める銘柄毎の購入予約金額の割合に応じて配分します。当該金額を銘柄毎の購入金額とします。

## **8. 購入金額の調整**

銘柄毎の購入金額が購入金額単位になるように端数処理を行い、購入金額上限および下限の確認を行います。購入金額上限を超える銘柄の注文は失効させ、銘柄毎の積立金額下限を下回る銘柄は購入注文の対象外とします。

## **9. 購入申込金額の決定**

解約受渡代金と購入金額合計を比較し、購入金額合計が小さい場合、差額の調整を行って、購入申込金額を決定します。

差額調整後の購入金額が購入金額上限を超える銘柄の注文は失効させ、購入金額上限の範囲内の銘柄の注文を申込みます。

以上